

北湯沢温泉ケアハウス クアリゾート453 入居料金表

令和 元年 10月 1日 改正

対象収入による 階 層 区 分		生 活 費	サービスの提供 に要する費用	居住に関する 費用	合 計 (5月～9月)	合 計 (10月～4月)	
1	～150万円	44,500 円	10,000円	21,000円	75,500円	83,750円	
2	～160万円		13,000円		78,500円	86,750円	
3	～170万円		16,000円		81,500円	89,750円	
4	～180万円		19,000円		84,500円	92,750円	
5	～190万円		22,000円		87,500円	95,750円	
6	～200万円		25,000円		90,500円	98,750円	
7	～210万円		30,000円		95,500円	103,750円	
8	～220万円		35,000円		100,500円	108,750円	
9	～230万円		40,000円		105,500円	113,750円	
10	～240万円		45,000円		110,500円	118,750円	
11	～250万円		冬期加算		52,000円	117,500円	125,750円
12	～260万円		10月～4月		59,000円	124,500円	132,750円
13	～270万円		8,250円		66,000円	131,500円	139,750円
14	～280万円		68,600円		134,100円	142,350円	
15	～290万円		68,600円		134,100円	142,350円	
16	～300万円		68,600円		134,100円	142,350円	
17	～310万円		68,600円		134,100円	142,350円	
18	310万円～		68,600円		134,100円	142,350円	

※この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

※「本人からのサービスの提供に要する費用」（月額）は上記の表により求めた額とします。

※夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの「サービスの提供に要する費用」については、上記の表の額から30%減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。

※月の途中で契約又は解約された場合は、「生活費」、「サービスの提供に要する費用」、「居住に関する費用」は日割り計算となります。但し、月の途中で契約された場合はその月の「サービスの提供に要する費用」は頂きません。

※ここでの「居住に関する費用」は、施設利用料（家賃相当）になります。

※食事代は1日当たり（朝食・昼食・夕食）1,210円で「生活費」の中に含まれております。尚、入院や外泊などで連続5日以上食事が不要となった場合は6日以降の食事代の8割を「生活費」から減額させていただきます。

※居室で使用する電気料・電話料・水道料・給湯料は算定根拠に基づいた実費相当額を負担していただきます。

※「サービスの提供に要する費用」、「生活費」等については、北海道保健福祉部からの通達により年度途中で変更となる事があります。その場合には、指定された月に遡って精算させていただきます。